

重要事項説明書

教育・保育を提供するにあたり、特定教育・保育施設の運営に関する基準に基づいて、当施設が開示すべき重要事項は以下のとおりです。

事業者

事業者名称	学校法人 石井学園
主たる事務所の所在地	岐阜市細畑 1-10-14

施設の種別等

施設の種別	保育所型認定こども園
施設の名称	学校法人石井学園 うぬまなかこども園
施設の所在地	各務原市鵜沼西町 4-140-1
連絡先	058-384-0201

運営方針

- うぬまなかこども園（以下「当園」という。）は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。
- 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子

育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 20 年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

提供する保育・教育の内容

当園の提供する教育・保育の内容は、以下のとおりです。

1. 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項）
2. 延長保育
3. 一時預かり（保育園型）
4. 食事の提供
5. 親子の集いの広場事業
6. その他教育・保育に係る行事等

職員の職種、員数及び職務内容

当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。職員の配置については、保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とします。

園長	1 人	常勤専従	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
----	-----	------	--

主 幹 保 育 教 諭	2 人	常勤専従	園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容等について他の保育教諭を統括します。
保 育 教 諭	14 人	常勤専従	保育計画及び保育課程の立案とその計画・課程に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
保 育 教 諭 保 育 士	10 人	非常勤	保育計画及び保育課程に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
調 理 員	2 人		調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
事 務 用 務 員	1 人	常勤専従	事務及び雑務を行います。
保育補助者	若干名	非常勤	保育業務をサポートして、子どもたちの保育を円滑に進めるための環境を整える仕事を行います。
嘱託内科医 嘱託歯科医	各 1 人		定期健康診断・定期歯科健診等により当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、職員の相談に応じたり、医学・衛生上の指導を行ったりします。

* 保育教諭・保育士・調理員の員数は園児数等により変動することがあります。

保育・教育を提供する日

当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日です。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除きます。

保育・教育を提供する時間

1. 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする（就労等により保育に欠ける）時間となります。

月～金曜日	7：30～18：30
土曜日	7：30～12：30

ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開園時間の間に延長保育を提供します。

2. 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする（就労等により保育に欠ける）時間となります。

月～金曜日	8：30～16：30
土曜日	7：30～11：30

ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開園時間の間に延長保育を提供します。

3. 教育標準時間認定に関する教育時間（4 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、教育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間となります。

月～金曜日	10：00～14：00
-------	-------------

ただし、当園が定める教育時間（4 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開園時間から保育時間の間に預かり保育を提供します。

開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりです。

月～金曜日	7:30～19:30
土曜日	7:30～13:30

利用料その他の費用

1. 当園は、保育料として、利用子どもの居住する市町村長が定める額の利用者負担額を徴収します。
2. 当園は、教育・保育の質の向上を図るため、下記表のとおり特定利用者負担額を徴収します。
3. 当園は、教育・保育の便宜に要する費用として、下記表のとおり実費を徴収します。
4. 当園は、延長保育及び1号認定こどもの預かり保育に係る利用料として、下記表のとおり利用料を徴収します。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額	
幼 児 主 食 費	1号・2号認定こどもにかかる主食費	月額	1,000 円
幼 児 給 食 費	1号・2号認定こどもにかかる給食費	月額	4,500 円
施 設 設 備 費	施設設備の維持管理にかかる費用	月額	1,000 円
手 数 料	口座振替手数料	月額	120 円
預 かり 保 育 利 用 料	1号認定こどもの預かり保育にかかる利用者負担額	7:30～8:30 1 回	200 円
		16:00～18:30 1 回	500 円
延 長 保 育 料	1号・2号・3号認定子どもの延長保育利用時にかかる費用	18:30～19:00 1 回	200 円
		19:00～19:30 1 回	200 円

保育用品代	スモックやクレヨンなどの用品代（実費）	入園時	1,000～15,000 円
共 済 加 入 費	スポーツ振興センターの災害共済加入にかかる利用者負担額	年額	240 円
行 事 費	遠足時の施設入場料・電車運賃(実費)	年 1～2 回	300～500 円
教 材 費	購読紙等（主に年長児のクラス絵本実費）	月額	300～600 円

利用定員

利用定員は、次のとおりです。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号	----	----	3 人 (満 3 歳児)	4 人	4 人	4 人
2 号	----	----	----	25 人	25 人	25 人
3 号	9 人	24 人	24 人	---	---	---

* 当園は、満 3 歳児クラスを設置していません。（3 歳に達したお子さんも同年度中は 2 歳児クラスと一緒に生活します。）

利用の開始、終了に関する事項

1. 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号認定子どもから、当園の利用について申し込みがあったときは、利用定員の空き状況を踏まえたうえで選考を行います。
2. 1 号認定子どもについて、次の者は優先して入園できるようにします。
 - (1) 在園児の兄弟姉妹
 - (2) その他、園長が優先すると判断した者

3. 退園又は休園しようとする 1 号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願ひ出るものとします。
4. 2 号及び 3 号認定こどもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定され、保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。
5. 当園を利用する 2 号及び 3 号認定こどもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了します。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。（卒園を含む）
 - (2) 支給認定保護者からこども園利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村がこども園の利用継続を不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
6. 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認します。

緊急時等の対応

1. 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
2. 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、支給認定保護者及び各務原市子育て応援課に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
3. 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機

関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

虐待の防止のための措置

1. 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、各務原市子育て応援課・児童相談所等適切な機関に通告します。

苦情対応

1. 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
2. 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。その結果、必要な改善を行います。
3. 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録します。

安全対策と事故防止

1. 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。

2. 当園は、事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施します。
3. 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めます。
4. 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
5. 発生した事故について、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療を要する負傷や疾病については、各務原市子育て応援課に報告します。

健康管理・衛生管理

1. 当園では、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。
2. 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

支給認定保護者に対する支援

1. 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行います。
2. 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。

業務の質の評価

1. 当園は、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目

指します。

2. 職員の自己評価及び園の自己評価については、年 1 回は行い、園の自己評価については、その結果を公表します。

秘密の保持

1. 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。
2. 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
3. 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持します
4. 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。